

議案第122号

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例

さいたま市火災予防条例（平成13年さいたま市条例第281号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（変電設備）</p> <p>第18条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>～ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第18条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>～ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>（急速充電設備）</p> <p>第18条の2 <u>急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。</u></p> <p><u>堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</u></p> <p><u>雨水等の浸入防止の措置を講じること。</u></p> <p><u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状</u></p>	

況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講じること。

急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講じること。

漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講じること。

急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講じること。

自動車等の衝突を防止する措置を講じること。

急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講じること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこととし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第7号、第10号及び第11号の規定を準用する。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第19条 [略]

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第18号並びに第18条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「た

(内燃機関を原動力とする発電設備)

第19条 [略]

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第18号並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「た

<p>たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。</p> <p>3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第18号、<u>第18条第1項第4号</u>及び第7号から第12号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号、<u>第18条第1項第9号</u>、第10号及び第12号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。</p> <p>・ [略]</p> <p>5 [略]</p>	<p>き口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。</p> <p>3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第15号及び第18号、<u>前条第1項第4号</u>及び第7号から第12号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第15号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号、<u>前条第1項第9号</u>、第10号及び第12号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。</p> <p>・ [略]</p> <p>5 [略]</p>
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後のさいたま市火災予防条例第18条の2第1項に規定する急速充電設備のうち、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。